

第2回八街市農業委員会総会

平成31年2月6日

八街市農業委員会

平成31年第2回農業委員会総会

平成31年2月6日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 1. 円城寺伸夫 | 5. 山本元一 | 9. 藤崎 忠 |
| 2. 貫井正美 | 6. 林 和弘 | 10. 石井とよ子 |
| 3. 中村勝行 | 7. 佐伯みつ子 | 11. 岩品要助 |
| 4. 長野猛志 | 8. 山本重文 | |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|---------|----------|-----------|
| 1. 青木新一 | 8. 三須 浩 | 14. 鵜澤良一 |
| 3. 井口泰友 | 9. 宮澤貞雄 | 15. 高橋 猛 |
| 4. 保谷研一 | 10. 京増恒雄 | 16. 中嶋洋一郎 |
| 5. 内藤富夫 | 11. 小川正夫 | 17. 山本朝光 |
| 6. 西山善治 | 12. 實川彰一 | 18. 山本 健 |
| 7. 武田幸夫 | 13. 古市正繁 | |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長	梅澤孝行	主 査	齋藤康博
主 査	宮内清志	主 事 補	西田愛恵

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第5号 農用地利用配分計画（案）の承認について
議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積について設定しないこと
の承認について

5. その他

○梅澤事務局長

開会を宣す。(午後3時32分)

○岩品会長

平成31年第2回総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、委員全員の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

楽しみにしていました親睦旅行も無事終わり、早いもので、今年も第2回の総会となりました。先日4日の立春には春一番も場所によっては吹いたようでございます。天気予報などを見ますと、今までとは違い、傘マークなどもぼつりぼつりとあるようでございます。春が近づいているのかなと感じているところでございます。暖くなるのはうれしいんですけども、また今年も忙しくなるのかなと、年のせいかそんなことを考える、今日この頃でございます。各委員の皆様方はどんな思いで過ごしていますでしょうか。

さて、今月の案件は、農地法第3条、第4条、第5条、本体で11件、その他議案3件が提出されております。慎重審議をお願いして、開会の挨拶とします。

ただいまの出席農業委員は11名です。委員定数の半数以上に達していますので、この総会は成立いたしました。また、農地利用最適化推進委員の出席は17名です。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

○梅澤事務局長

それでは、会務報告をいたします。

1月11日金曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、長野委員、山本元一委員、藤崎委員で実施いたしました。

1月21日木曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、貫井委員、林委員、佐伯委員で行いました。

1月30日金曜日、午前10時より、国有農地に関する権利関係の調整の案件が西林区であり、地元農業委員の藤崎委員にご出席いただきました。

以上です。

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。今月は、議席番号9番、藤崎委員、10番、石井副会長をお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○齋藤主査

議案書3ページをごらんください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につい

て、ご説明いたします。

番号1、区分、使用貸借、所在、大谷流字中兵及び吉倉字高木山、地目、畑及び山林現況畑、面積3,074平方メートルほか15筆、計16筆の合計面積1万5,738平方メートル。権利者事由、農地所有適格法人として農業経営の規模を拡大したい。義務者事由、農業経営を個人経営から法人経営に移行するため、農地の権利を移転したい。

番号2、区分、売買、所在、山田台字山田台、地目、畑、面積1,097平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積7,046平方メートル。権利者事由、農地所有適格法人として農業経営の規模を拡大したい。義務者事由、農業経営の後継者がいないため。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第1号1番について、中嶋委員、調査報告をお願いします。

○中嶋委員

議案第1号1番、農地法第3条申請の調査結果について報告いたします。

この申請と同一当事者、同一内容の申請が、昨年、第11回の農業委員会に提出されまして、許可相当とされていた経過がございます。

では、説明いたします。

義務者は現在、果樹、ぶどうを生産し、生産物は、直接販売するものと、醸造施設で加工を行って地元の酒店等で販売委託をするものがあります。

今回の申請は、農地所有適格法人の役員をしている義務者が、自己の所有する農地を自分が役員をしている法人に貸し付けし、6次産業化を図り、経営を一本化するための申請であります。

申請地は2カ所ありますが、位置は八街駅から南西方向に1カ所、吉倉地区です。それから、約5キロメートルの箇所には3区画、大谷流地区でございます。境界はフェンス等で明確に区分されています。現況は、全体157アールのうち、30アールを除いては既にぶどう畑となっています。進入路はいずれも八街市道に接面しているところと、私道を利用することで耕作路を確保していました。

農地所有適格法人としての要件についてですが、権利者は株式会社で農産物の生産と加工販売の事業を営んでおり、主たる事業は農業であります。その他、構成要件、議決要件、及び役員要件についても、農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たしております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に適合するか否かについて、報告をいたします。権利者の所有している主な農機具でございますが、トラック2トン1台、軽トラック1台、スピードスプレーヤー1台、それから、乗用草刈り機1台です。労働力は役員2名で、年間農作業従事日数は150日以上であり、技術力についても問題はない。面積要件についても下限面積をクリアしております。現在の経営農地は全て適切に利用されていることを確認しております。また、過去3年間において、規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農

地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他参考になる事項として、営農計画はぶどうを作付け予定でありまして、通作距離は会社から1カ所は約2キロメートル、車で約5分、もう1カ所は約800メートル、車で約2分であります。

以上の内容から、権利者が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項各号に該当しておらず、また、農業生産法人の要件も満たしております。以上のとおり、許可相当と判断いたします。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第1号2番について、古市委員、調査報告をお願いします。

○古市委員

議案第1号2番、農地法第3条の申請に関わる調査結果について報告をします。

申請地は市立二州小学校から西に約1キロメートルに位置し、境界は境界杭にて確定しております。現況は権利者により既に耕作されており、現在は次作への準備段階となっております。進入路は赤道に面しており確保されております。

次に、農地所有適格法人としての要件についてですが、申請者は株式会社で農産物の生産を行っております。構成員要件、議決要件及び役員要件についても、農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たしております。また、農地所有適格法人報告書につきましては、本年3月に決算を行い、6月までに提出予定となっております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。権利者の所有する主な農機具は、トラクター5台、耕運機4台、軽トラック2台、ミニバグホー1台、フォークリフト1台です。労働力は役員2名で、年間農作業従事日数は150日以上であり、その他、常時雇用2名を雇っております。技術力についても農業経験者を雇用していることから問題はなく、面積要件についても下限面積をクリアしております。現在の経営農地は全て適切に利用されていることを事務局にて確認しております。また、過去3年間において農業経営規模を縮小する行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他参考事項として、営農計画は落花生、にんにく、トウモロコシを予定しており、通作距離は事務所から約1キロメートル、車で約10分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用することが認められ、農地法第3条第2項の不許可基準に該当しておらず、農地所有適格法人の要件も満たしているため、本案件は問題ないと思われま。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第1号1番について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番については許可することに決定します。

次に、議案第1号2番について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番については許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

議案書、4ページをごらんください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積6,641平方メートルのうち987.22平方メートルです。転用目的は農業用施設用地です。転用事由は、当該申請地で農業を始める法人が作業所や事務所を必要とし、利用するものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地域内にある農地に該当いたします。

番号2、所在、砂字大谷地先、地目、畑、面積2,309平方メートルです。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第2号1番について、保谷委員、調査報告をお願いします。

○保谷委員

議案第2号1番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅より南に約4キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針30ページ、①の⑥に該当するため、農振農用地の例外として判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は農業用施設及び駐車場用地ということですが、申請面積は987平方メートルであり、面積妥当と思われます。資金の確保については自己資金にて賄う

計画となっております。次に、周辺農地の営農条件への支障について、隣接地に対する被害防除対策は、宅地敷地内は周囲をアスファルト舗装するため、土砂流出の被害のおそれはありません。また、用水は既存の井戸を利用します。排水については、雨水は透水性のアスファルト舗装を採用し、及び浸透柵を設置し、自然浸透、汚水・雑排水は蒸発散装置にて宅地内処理しますので、周辺農地の営農状況に支障を来すことはないものと思われま

す。これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第2号2番について、山本健委員、調査報告をお願いします。

○山本健委員

議案第2号2番、農地法第4条の許可申請について、調査報告をします。

まず、立地基準ですが、申請地は市立川上小より南東約2キロメートルの位置にあり、市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分は、事務指針の29ページ、⑤の(b)に該当。第2種農地として判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光用地で、面積も2,309平方メートルと小面積のため、妥当と思われま

資金の確保については自己資金と借入金で賄う計画である。申請地は小作人、権利移転等の支障も見られま

次に、周辺農地の営農状況の支障について、隣接地も植木、山林等であり支障もなく、雨水も自然浸透で、雑草の管理も除草剤、草刈り等で管理することでありま

また、土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準に支障なく、本案件は何ら問題ないと思われま

以上にて調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第2号1番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番については許可相当で決定します。

次に、議案第2号2番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番については許可相当で決定します。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

議案書、5ページをごらんください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字藤株地先、地目、畑、面積1,215平方メートルのうち1,137.49平方メートルです。区分は一時転用です。転用目的は仮設事務所及び社員駐車場用地です。転用事由は、申請地隣接で特別養護老人ホームを建設するにあたり、仮設の事務所と駐車場として一時的に利用するものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号2、所在、朝日字竹里地先、地目、畑、面積48平方メートルほか8筆、計9筆の合計面積901.2平方メートルです。区分は売買です。転用目的は建売分譲住宅及び道路用地です。転用事由は、不動産業を営む権利者が住宅2棟を建築し販売するものです。農地の区分は第二種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号3と番号4は同一事業のため、一括してご説明いたします。

番号3、所在、八街字三角地地先、地目、畑、面積1,109平方メートルのうち170.99平方メートル。番号4、所在、地目同じく、面積1,292平方メートルのうち48.76平方メートルです。区分は使用貸借です。転用目的は専用住宅用地です。転用事由は、現在、両親と同居する権利者が、子どもの成長に伴い手狭なため、親族の所有する当該申請地を借りて住宅を建築し移り住むものです。農地の区分は、第二種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号5、所在、八街字榊形地先、地目、畑、面積393平方メートルです。区分は売買です。転用目的は専用住宅用地です。転用事由は、現在、両親と同居する権利者が結婚を機に独立し、住宅を建築し移り住むものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号6と番号7は同一事業のため、一括してご説明いたします。

番号6、所在、小谷流字宮下地先、地目、畑、面積409平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積4,642平方メートルです。区分は賃貸借です。番号7、所在、地目、同じく、面積909平方メートルです。区分は売買です。転用目的は駐車場用地です。転用事由は、現在、申請地近隣でリゾート施設を運営する権利者が、新たな施設の営業と開発により、見込んだ来場者に対して既存の駐車場が不足しているため、当該申請地を駐車場として利用するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

なお、当該申請地は関係する施設の全体の開発区域の中に含まれておりまして、森林法の林地開発に該当しているため、森林法との調整が必要となりますので、その旨意見に付すことが妥当と思われれます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第3号1番について、宮澤委員、調査報告をお願いします。

○宮澤委員

それでは、議案第3号1番について、調査報告を申し上げます。

当該申請は、隣接地に昨年許可されました特別養護老人ホームを建設するための仮設事務所及び社員の駐車場用地を一時的に利用したいための一時転用の申請であります。

まず、立地基準ですが、申請地は朝陽小学校から北西へ約1.7キロメートルに位置し、道路に面しております。進入路は確保されております。申請地は、農振法の農用地区域外であります、事務指針26ページ、②の㉔に該当する第1種農地と判断されます。また、第1種農地の場合の、事務指針30ページ、②の㉔に例外により該当します。

次に、一般基準ですが、1,137.49平方メートル内に仮設事務所1棟、建築面積はプレハブ2階建て、53.58平方メートル、仮設トイレ、仮設倉庫、駐車場となっており、面積においては妥当と思われます。当該地には切り土及び盛り土はせず、鉄板敷きとする。用水については既存給水管により送水する。雨水は周囲を雨水流出防止すべり浸透側溝を設置する。工事中は表示板等を設置し、交通整理員を配置し、カラーコーン等を並べて十分な安全対策をとる。市道路側にはフラットパネルを設置し、被害防除に努める。隣接農地所有者には説明を行い、了解を得ております。特養老人ホーム工事完了後は、原状回復を最少日数で行う旨を確約しております。

以上の調査結果から、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号2番から4番について、青木委員、調査報告をお願いします。

○青木委員

議案第3号2番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北東方向へ約900メートルに位置し、市道に接しており、進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針の28ページ、④の㉔の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、申請地は建売分譲住宅2棟分と道路用地とのことです。申請面積は901.2平方メートルで、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。資金の確保につきましては自己資金で賄う計画となっております。埋め立てを行わず整地のみで、用水は公営水道、汚水、雑排水は本下水道へ接続し、雨水は宅地内処理し、ブロック積みし、土砂の流出を防止するとのことです。隣接する農地、所有者はなく、営農条件に支障はないものと思われます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われます。

続きまして、議案第3号3番、4番は関連案件ですので、一括して調査報告を申し上げます。
まず、立地基準ですが、申請地は市役所より西の方向へ約1キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針の28ページ、④の⑥の（ウ）に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、現在、両親と同居しており、子どもの成長に伴い手狭になったため、申請地を借りて専用住宅地を建設したいとのことです。申請面積は170.99平方メートルと48.76平方メートルで、合計219.75平方メートルです。建築面積との関係においても面積妥当と思われます。資金については借入金で賄う計画となっております。造成は行わず、現地盤を利用し、用水は市営水道、汚水、雑排水は本下水道へ接続し、雨水は敷地内自然浸透とのことです。隣接する農地はなく、営農条件に支障はないものと思われます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号5番について、井口委員、調査報告をお願いします。

○井口委員

議案第3号5番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南西へ約1.8キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針26ページ、②の（a）に該当するため、第1種農地であり、また、事務指針30ページ、②の（a）による例外に該当するものと判断いたしました。

次に、一般基準ですが、専用住宅用地ということですが、申請面積は393平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。資金の確保につきましては借入金にて賄う計画となっております。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。次に、周辺農地の営農条件への支障について、隣接地に対する被害防除計画は、現況の地盤を整地し、周囲をブロック積みで囲い、雨水は敷地内にて浸透させることとなっておりますので、土砂等の流出のおそれはなく、周辺農地の営農条件に支障を来すことはないものと思われます。なお、事業計画について隣接所有者に確認したところ、確かに説明を受けて了承をしているとのことでした。権利者は現在、両親と同居しておりますが、婚約を機に、八街駅に比較的近く、近傍に店舗が多く利便性のよいこの地に新築住宅を建てたいとの理由もあり、必要性についても認められ、あわせて許可後速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号6番、7番について、中嶋委員、調査報告をお願いします。

○中嶋委員

議案第3号6番及び7番につきましては権利者が同一であります。取得する権利は賃貸借と

売買と異なりますが、事業内容は一体でありますので、一括して報告をいたします。

本件申請は、小谷流地区で総合レジャー施設を運営する会社が施設整備を拡充させる中で、駐車場が不足するため、駐車場を新設しようとするものです。

初めに、立地基準ですが、申請地は八街駅から南西に約5キロメートル。川上地区小谷流に所在し、権利者が経営するゴルフ場やドッグラン、宿泊施設、現在建設中、完成間近の温浴施設等の西側に所在し、八街市道に面した場所にあります。対象地は地目、現況とも畑ですが、農地区分としては、農地転用関係事務指針29ページ、農地の区分⑤の(b)に該当する第2種農地と判断されます。実情、現在は休耕地となっております。

次に、一般基準ですが、申請の目的は駐車場用地として2件の申請、合わせて面積5,551平方メートルです。既存の駐車場は300台分ですが、今回、219台分の駐車場を整備し、週末の来客数に合わせて合計519台分を確保しようとするものです。面積的には全体事業の目的に対応したものと認められます。また、権利者はこの地域で大規模なレジャー施設を建設し運営しており、全体の状況から見ても、申請の目的に沿った利用がされるものと判断されま。事業資金は自己資金としています。周辺との関係、影響ですが、土地利用の目的は駐車場です。現況ではさほどの高低差はありませんが、多少の切り土と盛り土により整地を行い、土砂流出防止柵を適宜設置するという計画になっています。また、用水設備は特にありません。雨水は、敷地内に地下調整池を設け、調整後に市道の側溝に放流される計画となっています。隣接土地は山林であり、境界は明確に区分され、大きな段差もなく、特に問題は生じないものと思われま。申請地には、小作人、その他、権利移転に支障となるものはありません。なお、本件の土地は土地改良事業の受益地ではありません。また、義務者はこのたびの事業計画について了承しているとのことでした。

以上のとおり、本件申請については、立地基準、一般基準ともに、特に支障はないと思われま。

ただし、事務局から説明がありましたとおり、本件申請の対象地は、権利者が計画している宿泊施設、レジャー施設の建設を目的とした森林法の林地開発許可申請の開発行為3.69ヘクタール余りの全体区域の一部に含まれております。したがって、現在千葉県知事へ申請中の林地開発の手續と統一的な取り扱いを図る必要があると思われま。

以上で議案第3号6番及び7番の調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第3号1番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番については許可相当で決定します。

次に、議案第3号2番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番については許可相当で決定します。

次に、議案第3号3番、4番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番、4番については許可相当で決定します。

次に、議案第3号5番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、5番については許可相当で決定します。

次に、議案第3号6番、7番について、森林法との調整を条件に許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、6番、7番については条件付き許可相当で決定します。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○齋藤主査

議案書7ページをごらんください。議案第4号、農用地利用集積計画(案)の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成31年1月11日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、東吉田字鶴房谷津、地目、畑及び山林現況畑、面積1,600平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積4,980平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、新規です。

番号2、所在、上砂字仲峠、地目、畑、面積2,546平方メートル。利用権の種類は貸借権、期間は5年、再設定です。

番号3、所在、八街字笹引、地目、畑、面積3,047平方メートルのうち2,000平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積6,999平方メートル。利用権の種類は貸借、期間

は5年、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1から3の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第4号について承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第4号は承認することに決定します。

次に、議案第5号、農用地利用配分計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○齋藤主査

議案書8ページをごらんください。議案第5号、農用地利用配分計画(案)の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成31年1月11日付で八街市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、農用地利用配分計画(案)の意見を求められております。

番号1、所在、八街字笹引、地目、畑、面積3,047平方メートルのうち2,000平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積6,999平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は認可の公告日から平成36年2月12日まで、新規でございます。

ただいまご説明いたしました番号1につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号について承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第5号は承認することに決定します。

次に、議案第6号、農地法第3条第2項第5号による別段面積について設定しないことの承

認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○齋藤主査

議案書9ページをごらんください。議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積について設定しないことの承認についてをご説明いたします。

本案件につきましては、農林水産省経営局長通知の農業委員会の適正な事務実地について、別段面積を定めている、いないにかかわらず、毎年一度、総会または部会で下限面積が適正であるかを確認することとされております。

現在、八街市においては、耕作の事業に供すべき農地の別段面積を定めていないことから、農地法第3条第2項第5号の権利を取得しようとする者、または、その世帯等が、取得後において、耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において、耕作または事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも北海道では2ヘクタール、都道府県では50アールに基づき、50アール以上としております。

別段面積の設定につきましては、平成31年1月9日午後2時より平成30年度第6回八街市農業委員会協議会運営委員会において諮ったところ、別段面積を設定しなくてもよいと考えよとの意見となりました。その際、県内、市町村中、幾つか下限面積を設定しているかとの質問がありましたが、その場ではお答えできなかったため、この場でご回答させていただきます。

下限面積を設定している市町村は、浦安市を除く54市町村中21市で設定を行っております。設定している市については、主に中山間部の農地や市街地であると考えております。なお、印旛管内で設定している市町村はございません。

以上のことを踏まえ、市内の平均的な経営規模が約200アールであること、経営面積があまり低いと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されるため、下限面積の設定は行わず、農地法で規定されている50アールを下限面積としてよろしいかをお諮りいたします。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第6号について承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第6号は承認することに決定します。

本日の議題の審議は全て終了しました。

これにて事務局にお返しします。

○梅澤事務局長

閉会を宣す。（午後4時16分）

議事録署名人

議 長

9 番

1 0 番